

# 地 域 再 生 計 画

## 1 地域再生計画の名称

“あい”の風がはぐくむ快適・活気・夢のまち再生計画

## 2 地域再生計画の作成主体の名称

石川県、七尾市、輪島市、羽咋郡志賀町、鹿島郡中能登町、鳳珠郡穴水町

## 3 地域再生計画の区域

七尾市及び輪島市並びに石川県羽咋郡志賀町、鹿島郡中能登町及び鳳珠郡穴水町の全域

## 4 地域再生計画の目標

七尾市、輪島市、志賀町、中能登町及び穴水町は、石川県北部の日本海に突出した能登半島に位置することから、「能登地域」と呼ばれ、地域全体として、海岸風景を中心とした自然景観や、能登の歴史・民俗・伝統産業などの固有の資源が豊富で、総体として魅力を発信する地域であり、能登全体が全国的な誘致力を持っている。

本地域は、「千枚田」や「ボラ待ちやぐら」、「潮騒の道」に代表される数多くの景勝地や、開湯1200年を迎えた県内最大の温泉郷である和倉温泉を有し、全国的に有名な輪島朝市、輪島塗、御陣乗太鼓、大本山總持寺祖院、国指定史跡である雨の宮古墳群など、伝統的文化や歴史的建造物が色濃く残る地域である。

また、日本海側約80kmに及ぶ海岸線の大部分は、能登半島国定公園に指定されており、風光明媚な能登島など優れた自然景観を有している。

さらに平成21年には、本地域の農耕儀礼である「奥能登のあえのこと」が県内初となるユネスコの無形文化遺産に登録されるなど、その文化・風習は世界的に評価されており、県内有数の観光地域となっている。

しかし近年は、観光入込み客数もピーク時の半分以下に落ち込み、地域経済が疲弊していることに加え、地域の少子高齢化・過疎化の急速な進行が大きな

問題となっている。

そうした中、平成19年3月に能登半島沖を震源として発生した『能登半島地震』では、住宅約3万4千棟（倒壊家屋684棟）が被災し、道路では、県管理道路は273箇所（有料道路除く）、市町道は391箇所にも及ぶ施設が被災した。

この地震によって、永年にわたって築き上げてきた生活基盤が一瞬のうちに崩壊し、自然災害の怖さと人工的な造形物の脆弱さを痛感したところである。

この教訓に基づき、災害に強い地域づくりを目指すべく、地域住民の生活を支える生活道路への緊急車両の進入路確保や、その後の災害復旧に際しての工事車両の搬入路確保が喫緊の課題となっている。

また、地震により、平成15年の能登空港開港以来、復調傾向にあった観光入込み客数は大幅に落ち込み、地域住民の生活・財産はもとより、本地域の基幹産業である観光業に甚大な被害をもたらした。

このため、平成21年に能登地区の4市5町で広域観光圏計画である「能登半島観光圏整備計画」を策定したところであり、震災からの復興及び発展を目指し、行政の枠組みを越えた観光誘客にも力を注いでいる。

本地域の経済情勢に鑑みても、域外からの企業誘致に対する期待感は薄く、能登地域の比較優位性を活かした地域振興が求められており、豊かな自然と歴史文化、癒しの景観、新鮮な食材、祭り、独自の伝統産業など、地域の秀でた資源を活用した観光産業の振興に向け、従来からの「個の努力」、「個の磨き」に加え、能登全体としての「総合演出力」を高め、「能登はやさしや土までも」と伝えられる癒しの地としての国際競争力の高い広域観光圏を形成することが大きな課題となっている。

さらに観光産業を底支えする地域住民の生活基盤の強化は地域活力の創出のためにも必要不可欠であり、都市部と異なり、地方では集落間の移動に資する道路ネットワークが少なく、また、学校や病院などは特定の集落にしか存在しないため、地域間連携に資する道路の整備は必要不可欠なものである。

また、本地域の農林業については、過疎化と高齢化から荒廃が進み、水源のかん養機能や豊かな自然環境など、多面的な機能が損なわれつつある。

このため、市町道と広域農道や林道を一体的に整備することで生産基盤を強化し、効率的な生産と流通システムを確立するとともに、地場製品のブランド化など高付加価値型農林業への転換により観光分野での販売促進を目指して

いく必要がある。

これらの問題を総合的に解決するため、来訪者が快適に利用できる道路ネットワークづくりにより能登半島観光圏ブランドを確立し、また、災害に強い地域づくりのために、緊急車両がすれ違えないような狭隘区間の解消や橋梁の耐震化、災害時の代替道路の整備に取り組むとともに、地域生活や産業を支える市町道及び農山村地域の活性化に資する広域農道、豊かな自然を保全するための林道を一体的に整備することで「快適・活気・夢のまち」の実現を目指す。

- (目標 1) 観光交流人口の拡大 ※和倉温泉  
(平成 19 年度 90 万人 → 平成 27 年度 95 万人 5% の増)
- (目標 2) 観光地周辺道路の狭隘区間の解消  
( [現状] 2 箇所 (1.5 km) → [目標] 0 箇所)
- (目標 3) 地域間を連携させる生活道路の狭隘区間の解消  
( [現状] 13 箇所 (6.6 km) → [目標] 0 箇所)
- (目標 4) 災害時の代替路の確保による孤立集落の解消  
( [現状] 2 地区 (石休場地区、七浦地区) → [目標] 0 地区)
- (目標 5) 農産物輸送及び集落間移動の距離・時間の短縮  
(2.0 km 減、5 分短縮 [現状] 3.6 km、7 分  
→ [目標] 1.6 km、2 分)
- (目標 6) 林業振興による森林の機能保全  
(間伐木材の利用増進 [現状] 0 m<sup>3</sup> → [目標] 約 240 m<sup>3</sup>)

## 5 目標を達成するために行う事業

### 5-1 全体の概要

市道・町道・広域農道を一体的に整備することにより、広域観光圏の形成及び安全・安心の道路ネットワークを構築するとともに、観光産業・農林業の活性化を目指す。

#### ①能登有料道路関連の幹線道路の整備

能登有料道路に直結する幹線道路を拡幅することにより、市街地から能登有料道路 I C へのアクセスを向上させ、今後、予定されている能登有料道路の無料化後は、県都金沢と奥能登地区を結ぶ観光道路としての、また災害発生時の代替道路としての機能を強化する。

#### ②橋梁の耐震対策

観光拠点周辺道路や集落をつなぐ唯一の橋梁を耐震化することで、訪問客の安全・安心を確保するとともに、災害時の孤立集落の発生を防止する。

#### ③道路狭隘区間の整備

観光地へのアクセス道路や緊急車両等のすれ違いが困難な道路について、道路拡幅を行うことで訪問客の利便性を高めるとともに、地域の安全性を確保する。

#### ④広域農道の整備

広域農道の整備により、農山村地域における生産基盤を強化し、広域的な担い手農家の営農活動の効率化、農業資材や農産物の集出荷作業など物流の効率化等による生産コストや流通コストの縮減を図るとともに、特産品のブランド化など高付加価値型農業への転換により観光分野での販売促進を目指す。

#### ⑤林道の整備

林道においては未舗装区間の舗装及び拡張整備を行い、林業施業の効率化を図ることで、林業経営を改善し、林産資源である間伐材を循環利用した県産品の販売促進を目指す。

### 5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業 道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続を完了している。なお、整備箇所については、別紙の図面による。

- ・七尾市道：全3路線については道路法第8条第2項の規定に基づき認定済み。

- ①市道長浦海岸線 (S 6 1. 1 2. 2 5 道路認定)
- ②市道崎山 5 号線 (S 5 7. 1. 4 道路認定)
- ③市道西湊 9 9 号線 (H 1 9. 6. 2 5 道路認定)

・輪島市道：全 6 路線については道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき認定済み。

- ①市道河井山岸線 (S 6. 1. 1 2 道路認定)
- ②市道山ノ上 3 号線 (S 5 6. 7. 1 道路認定)
- ③市道谷口滝又線 (S 5 5. 1 2. 1 9 道路認定)
- ④市道まがき線 (H 2 0. 3. 1 9 道路認定)
- ⑤市道館小石線 (S 5 5. 1 2. 1 9 道路認定)
- ⑥市道深谷滝町線 (S 5 5. 1 2. 1 9 道路認定)

・志賀町道：以下の 1 路線については道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき認定済み。

- 町道西山羽咋線 (H 1 6. 1 2. 1 4 道路認定)

・中能登町道：全 1 8 路線については道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき認定済み。

- ①町道 T-2 9 7 号線 (H 4. 6. 1 8 道路認定)
- ②町道 T-1 0 0 号線 (S 6 0. 3. 1 5 道路認定)
- ③町道 T-1 0 1 号線 (S 6 0. 3. 1 5 道路認定)
- ④町道 T-5 5 号線 (S 6 0. 3. 1 5 道路認定)
- ⑤町道 T-2 6 5 号線 (S 6 0. 3. 1 5 道路認定)
- ⑥町道 K 3-3 号線 (S 5 5. 3. 1 9 道路認定)
- ⑦町道 T-7 1 号線 (S 6 0. 3. 1 5 道路認定)
- ⑧町道 T-7 2 号線 (S 6 0. 3. 1 5 道路認定)
- ⑨町道 T-3 9 号線 (S 6 0. 3. 1 5 道路認定)
- ⑩町道 K B-1 7 号線 (S 5 5. 3. 1 9 道路認定)
- ⑪町道 K 1-2 号線 (S 5 5. 3. 1 9 道路認定)
- ⑫町道 T-3 3 5 号線 (H 1 6. 3. 3 1 道路認定)
- ⑬町道 T-1 2 9 号線 (S 6 0. 3. 1 5 道路認定)
- ⑭町道 T-2 9 0 号線 (H 2. 1 2. 2 0 道路認定)
- ⑮町道 R-2 7 6 号線 (H 9. 3. 2 8 道路認定)
- ⑯町道 R-2 0 号線 (S 5 6. 3. 3 0 道路認定)
- ⑰町道 K 3-1 号線 (S 5 5. 3. 1 9 道路認定)

⑱町道K1-1号線 (S55. 3. 19 道路認定)

- ・穴水町道：全7路線については道路法第8条第2項の規定に基づき認定済み。

① 町道東部中央線 (S56. 3. 14 道路認定)

② 町道曾山武連線 (S56. 3. 14 道路認定)

③ 町道大甲小甲線 (S56. 3. 14 道路認定)

④ 町道鹿波松ヶ丘線 (H6. 3. 14 道路認定)

⑤ 町道宇留地越の原線 (S56. 3. 14 道路認定)

⑥ 町道鹿島線 (S56. 3. 14 道路認定)

⑦ 町道出町3号線 (H23. 6. 15 道路認定)

- ・広域農道輪島2期地区については、平成19年6月25日付けで土地改良法第87条の手続が完了している。
- ・広域農道能登外浦4期地区については、平成15年4月23日付けで土地改良法第87条の手続が完了している。
- ・林道長谷内線については、森林法に基づく能登地域森林計画(平成21年12月28日樹立)に林道拡張路線として位置づけられている。

[施設の種類(事業区域)：事業主体]

- ・市道(七尾市)：七尾市
- ・市道(輪島市)：輪島市
- ・町道(志賀町)：羽咋郡志賀町
- ・町道(中能登町)：鹿島郡中能登町
- ・町道(穴水町)：鳳珠郡穴水町
- ・広域農道(輪島市)：石川県
- ・林道(中能登町)：中能登町

[事業期間]

- ・市町道：平成23～27年度
- ・広域農道：平成23～27年度
- ・林道：平成24～25年度

[整備量及び事業費]

- ・市町道 17.2 km、広域農道 2.9 km、林道 1.5 km
- ・総事業費 10,045,000千円（うち交付金 5,022,500千円）
  - 市町道 5,921,000千円（うち交付金 2,960,500千円）
  - 広域農道 4,084,000千円（うち交付金 2,042,000千円）
  - 林道 40,000千円（うち交付金 20,000千円）

5-3 その他の事業

5-3-1 基本方針に基づく支援措置

該当無し

5-3-2 基本方針に掲げられた支援措置によらない独自の取組

「快適・活気・夢のまち」の実現に向け、道路整備と合わせて以下の事業を一体的に行うものとする。

【道路ネットワーク整備関連事業】

・社会資本整備総合交付金事業

実施主体：輪島市、穴水町

実施時期：H21～H25

事業内容：生活道路の整備や橋梁耐震化、除雪、防火水槽設置等

・まちづくり交付金事業 和倉温泉地区（60.5ha）

実施主体：七尾市

実施時期：H20～H24

事業内容：和倉温泉街の景観整備や総湯の整備

・街路事業（一般県道和倉和倉停車場線）

実施主体：石川県

実施時期：H20～H27

事業内容：和倉温泉街の道路整備

## 【交流人口拡大に向けた取組】

- ・合宿誘致事業  
実施主体：七尾市  
実施時期：H18～  
事業内容：学生団体がクラブ等により市内の宿泊施設に宿泊した場合、小中学生は1人1泊500円、高校生は1人1泊1,000円を助成。
  
- ・修学旅行誘致事業  
実施主体：七尾市  
実施時期：H20～  
事業内容：学生団体が修学旅行により市内の宿泊施設に宿泊した場合、中学生は1人1泊500円、高校生は1人1泊1,000円を助成。
  
- ・地域交流型合宿等誘致事業  
実施主体：能登半島広域観光協会  
実施時期：H21～H26  
事業内容：宿泊施設と飲食施設の連携を強化し、交流人口の拡大を図る。
  
- ・能登の原風景PR事業  
実施主体：輪島市観光協会  
実施時期：H21～H26  
事業内容：棚田オーナー制度、里山オーナー制度等「能登の原風景」の利活用に向けた事業の推進。
  
- ・能登半島まるかじり事業  
実施主体：輪島市観光協会  
実施時期：H21～H26  
事業内容：「能登井」に代表される、地域ごとの食材を活かした象徴メニューの創作事業を推進し、ブランド化を図る。

### 【交流促進のためのイベントの開催】

- ・青柏祭(七尾市)  
国指定重要無形民俗文化財に指定されている曳山行事であり、巨大な山車が3台運行される。
- ・お熊甲祭(七尾市)  
20mもある真紅の粹旗を担ぐ勇壮な祭事であり、国指定重要無形民俗文化財に指定されている。
- ・八朔祭(志賀町)  
30基のキリコが乱舞する1000年の歴史を持つ祭。  
男神と女神が年に一度の逢瀬を楽しむため、八幡神社の男神を女神の待つ住吉神社へ御輿で賑々しく運ぶ華麗な祭事。
- ・能登和倉万葉の里マラソン(平成20年度～)(七尾市)  
能登島に架かる2橋を通り七尾湾を周回するフルマラソンを開催。
- ・花嫁のれん展(平成16年度～)(七尾市)  
中心市街地の一本杉通りで、花嫁が嫁入りのときに持参する「花嫁のれん」を商店や住宅に展示するイベントを開催。
- ・織姫夏ものがたり(平成17年度～)(中能登町)  
基幹産業である織物や、歴史ある伝統芸能を織り交ぜたイベントを開催。

### 【交流拡大に向けた拠点施設整備】

- ・能登演劇堂(平成7年度～)  
実施主体：七尾市
- ・道の駅「能登食祭市場」の整備及び認定申請(平成21年度～)  
申請主体：七尾市
- ・道の駅「いおり」の整備及び認定申請(平成9年度～)  
申請主体：七尾市
- ・道の駅「なかじまロマン峠」の整備及び認定申請(平成11年度～)  
申請主体：七尾市
- ・道の駅「のとじま」の整備及び認定申請(平成16年度～)

- 申請主体：七尾市
- ・道の駅「なかのと道の駅」（仮称）の整備及び認定申請（平成21年度～）  
申請主体：中能登町
- ・国指定史跡雨の宮古墳群及び能登王墓の館供用開始（平成9年度～）  
事業主体：中能登町

#### 【災害に強い地域づくりに向けた取組】

- ・ハザードマップ作成（洪水・土砂災害）  
実施主体：輪島市、穴水町  
実施時期：H23～H26  
事業内容：災害危険箇所を記したハザードマップを作成し、ホームページに掲載。
- ・輪島市地域防災計画  
実施主体：輪島市  
事業内容：災害発生時に市、防災関係機関、事業所及び市民が取べき行動を体系化。
- ・穴水町復興計画の推進  
実施主体：穴水町  
実施時期：H20～H24  
事業内容：能登半島地震後の復興及び発展に向けた行政計画であり、本計画に基づき、「安全・安心」、「活力再生」、「人材育成」の3つをキーワードとするまちづくりを推進。

#### 【定住促進に向けた取組】

- ・定住促進住宅取得奨励金事業（七尾市）  
市内で一戸建て住宅を新築又は購入した者に100万円を上限とした奨励金を交付するもの。
- ・まちなか居住再生事業（七尾市）  
まちなかにおいて区域を限定し、若者と高齢者が共存するまちづくりを推進するため、住宅を建て替える者に150万円を上限とした奨励金を交付するもの。

- ・ ウェルカム定住条例（中能登町）  
町内に新たに住宅を取得し居住する者に10万円を上限とした奨励金を交付するもの。
- ・ 出産祝金（中能登町）  
町内在住の出生児の養育者に対して、第1子10万円、第2子20万円、第3子30万円、第4子40万円、第5子以降50万円を交付するもの。
- ・ 乳幼児・児童の医療費給付（中能登町）  
義務教育修了（中学校卒業）まで、養育者が負担した入院・通院費を全額支給するもの。

#### 【林業の振興に関する事業】

- ・ 保安林保育事業（中能登町）  
治山事業実施周辺箇所において、保安林指定された山林について植林・間伐等の作業を行うもの。
- ・ いしかわ森林環境基金事業（平成19年度～）（中能登町）  
管理不足の山林について、間伐等の整備を行うもの。
- ・ 林業活性化路網整備事業（平成21年度～）（中能登町）  
利用間伐を行う山林にアクセスするための作業道を開設するもの。

## 6 計画期間

平成23年度から平成27年度（5ケ年）

## 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

地域再生計画の目標については、計画終了後に石川県と七尾市、輪島市、志賀町、中能登町、穴水町の各担当で構成する評価検討委員会（仮称）を組織し、目標の達成状況の確認、事業評価、改善事項の検討などを行う。

- 8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項  
該当無し